

# 1 鎌倉市の行政評価

## (1) 行政評価とは

地方自治法（昭和 22 年 4 月法律第 67 号）第 2 条第 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しています。

鎌倉市においても、効率的かつ効果的に行財政運営が行われるよう、行政内部の見直しや、外部の視点からのチェックにより、行政評価を行っています。

## (2) 行政評価の目的

本市の行政評価は、基本計画を着実に推進することを目的に、事業の効率性や有効性等に加え、施策を順調に推進しているか等について、評価しています。

この評価を踏まえ、限られた予算の中で効率的・効果的に施策を推進するための取組の課題や重点を明らかにし、運営資源の最適配分に活用することとします。

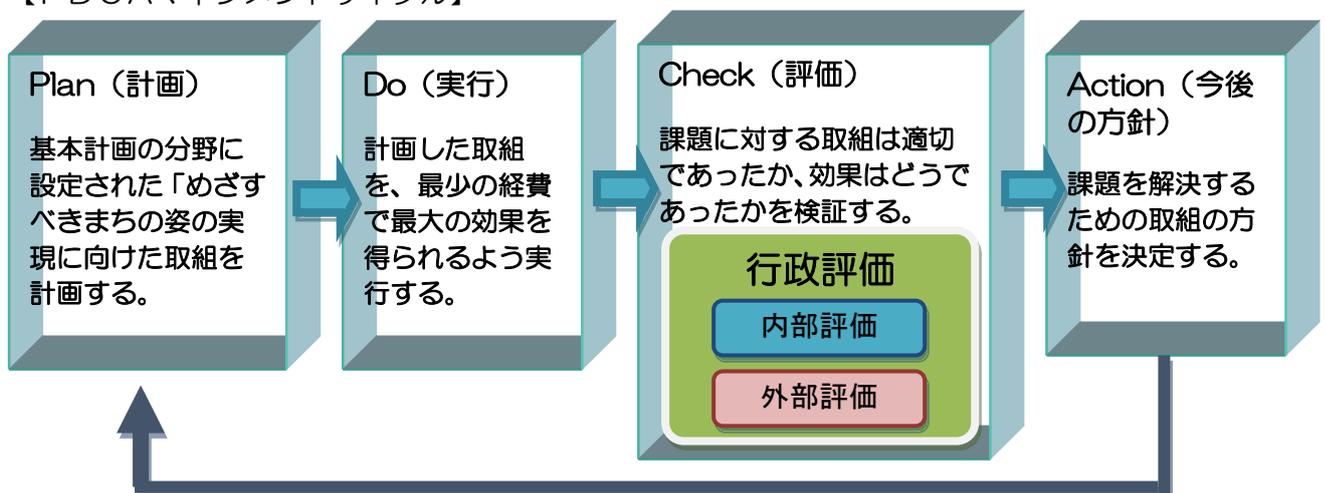
## (3) 鎌倉市の取組

### ア PDCA マネジメントサイクルによる取組

鎌倉市では行政評価の取組として、市役所内部の見直しである行政内部評価と、外部の視点でチェックする行政外部評価を実施しており、PDCA マネジメントサイクルでは、“C”（check = 評価）に該当するものです。

この報告書は、行政内部評価及び行政外部評価の報告書となります。

【PDCA マネジメントサイクル】



## イ 市民意識調査結果の活用

鎌倉市では、基本計画の進捗を測る指標として、市民 2,000 人を対象とした「鎌倉市民意識調査（無作為抽出・無記名アンケート方式）」を実施し、このアンケート結果を活用することで、行政評価を行っています。

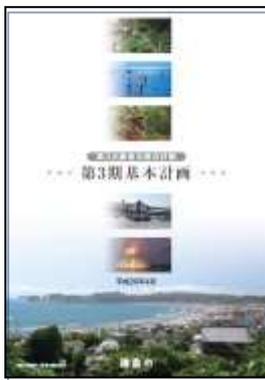
平成 26 年度までは分野ごとのアンケート指標、満足度指標の経年変化を、平成 27 年度からは施策の方針等ごとの認知度、費用対効果の妥当性、市民ニーズ、重要度を調査しています。

なお、平成 27 年度行政評価においては、評価対象となる平成 26 年度事業が、第 3 期基本計画の初年度であり、市民意識調査の内容を新たな計画に合わせて従前の内容から変更していることから、調査結果の経年変化については平成 28 年度行政評価以降から調査、活用することとし、平成 27 年度行政評価においては、主に重要度の調査結果について、外部評価の参考として活用しました。

## (4) 評価対象

### ア 施策の体系

平成 27 年度行政評価の対象となっている平成 26 年度は、第 3 期基本計画前期実施計画の初年度となっています。



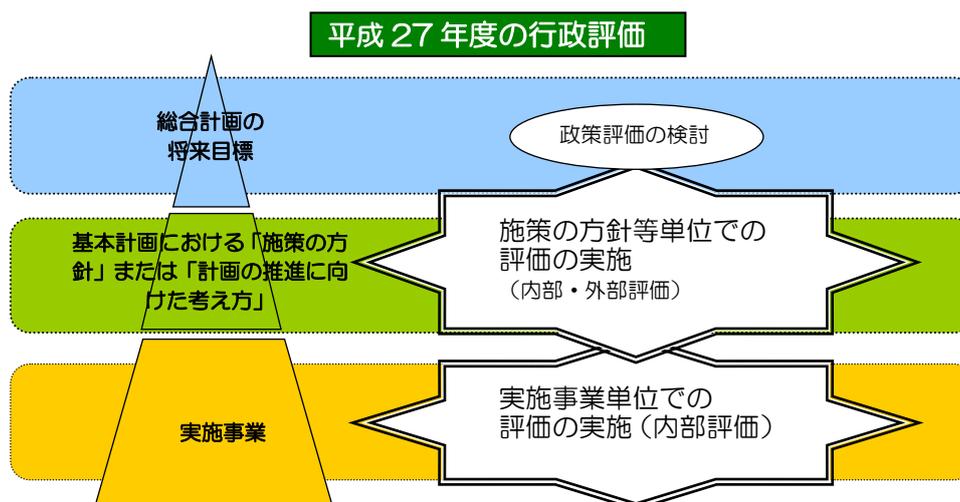
第 3 次鎌倉市総合計画では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、基本構想の実現に向けて、3つのまちづくりの基本理念の下、将来都市像と6つの将来目標を設定しています。

第 3 期基本計画では、総合計画の将来目標を実現するために施策体系を組み、24 の分野ごとに施策の方針を位置付けて、施策の方針ごとの「目標とすべきまちの姿」を達成するための実施事業を推進しています。

また、全ての分野にまたがる計画の推進に向けた考え方として、市民自治、行財政運営、防災・減災、歴史的遺産と共生するまちづくりの4つを位置付け、これら計画の推進に向けた考え方を実現するための実施事業も推進しています。

鎌倉市の行政評価では、まず、行政内部評価として実施事業単位での評価を行い、さらに、いくつかの実施事業によって構成される施策の方針及び計画の推進に向けた考え方（以下「施策の方針等」という。）ごとの評価を行っています。

行政外部評価では、「施策の方針等」ごとの内部評価結果を対象として、評価を実施しています。



次頁に、基本構想及び第3期基本計画における、政策・施策の体系を示しました。

基本構想	第3期基本計画		計画の推進に向けた考え方	
	将来目標	分野		施策の方針
<b>将来都市像</b> <b>古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち</b>	<b>第1章</b> <b>人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち</b>	(1)平和	①平和推進事業の充実	<b>市民自治</b> <b>行財政運営</b> <b>防災・減災</b> <b>歴史的遺産と共生するまちづくり</b>
		(2)人権	①人権施策の充実	
		(3)多文化共生社会	①多文化共生社会の推進	
	<b>第2章</b> <b>歴史を継承し、文化を創造するまち</b>	(1)歴史環境	①歴史的風土の保存	
			②史跡の指定、保存・管理、整備及び活用	
	③文化財の保存、調査・研究、情報の充実			
	<b>第3章</b> <b>都市環境を保全・創造するまち</b>	(1)みどり	①緑の保全等	
			②都市公園等の整備・管理	
		(2)都市景観	①良好な都市景観形成事業の推進	
			(3)生活環境	
		②環境汚染の防止		
		③まちの美化		
④次代に向けたエネルギー・環境対策の推進				
⑤野生鳥獣等への対応				
<b>第4章</b> <b>健やかで心豊かに暮らせるまち</b>		(1)健康福祉	①地域生活の支援サービス	
	②市民の健康と安心づくりの推進 ☆			
	(2)子育て	①すべての子育て家庭への支援		
		②子育て支援施設の整備		
	(3)学校教育	①安全・安心で開かれた学校づくり ☆		
		②教育内容・教育環境の充実		
		③学校施設の整備		
(4)青少年育成	①青少年の育成・支援			
	(5)生涯学習	①多様な学習機会の提供と学習成果の活用		
②学習環境の整備・充実				
(6)スポーツ・レクリエーション	①市民スポーツ・レクリエーションの推進			
	②スポーツ施設の整備			

第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画施策体系

基本構想		第3期基本計画		計画の推進に向けた考え方
将来目標	分野	施策の方針		
<b>第5章</b> 安全で快適な 生活を送れるまち	(1)防災・安全	①地震対策・風水害対策の充実	★	市民自治 行財政運営 防災・減災 歴史的遺産と共生するまちづくり
		②危機管理対策	★	
		③消防機能の整備・充実	★	
		④防犯活動の充実・強化		
	(2)市街地整備	①市街地整備の推進	★	
	(3)総合交通	①道路・交通体系の検討	★	
		②交通安全意識の高揚		
		③駐輪対策の推進		
		④公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進		
	(4)道路整備	①道路・橋りょうの整備・維持管理	★	
	(5)住宅・住環境	①鎌倉らしい住まいづくり		
	(6)下水道・河川	①下水道の整備・管理	★	
		②水辺環境の整備・創出・管理	★	
		③下水道資源の有効利用		
<b>第6章</b> 活力ある 暮らしやすいまち	(1)産業振興	①農業・漁業の振興		
		②商工業振興の充実		
	(2)観光	①観光都市としての質の向上		
		②安全で快適な観光空間の整備	★	
		③地域が一体となった観光振興の推進		
	(3)勤労者福祉	①雇用支援の充実		
		②働く環境の充実		
		③技能振興の充実		
	(4)消費者対策	①消費者施策の推進		

★…「安全な生活の基盤づくり」につながる目標と取組を記載している施策の方針について、表示をしています。

## イ 実施事業の評価における評価対象

実施事業評価では、評価結果を次年度の予算編成の資料としても活用できるよう、前年度（平成26年度）に市が実施した実施事業の決算数値等に基づいた事後評価を行っています。

平成27年度の行政評価では、全ての実施事業（元金償還金、支払利子、職員給与費、遺族扶助料、市税等過誤納還付金など評価になじまない事業を除く。）を対象とし、360事業について評価を実施しました。表1-1に、部別評価対象実施事業数の一覧を示しました。

表1-1 部別評価対象実施事業数

部名（平成26年度）	事務事業数	部名（平成26年度）	事務事業数
経営企画部	26	都市整備部	51
政策創造担当	1	拠点整備部	7
歴史まちづくり推進担当	3	会計課	1
総務部	23	議会事務局	2
防災安全部	10	教育部	41
市民活動部	40	文化財部	7
こどもみらい部	27	選挙管理委員会事務局	5
健康福祉部	55	監査委員事務局	1
環境部	29	農業委員会事務局	1
まちづくり景観部	14	消防本部	11
都市調整部	5	合計	360

## ウ 施策の方針等の評価における評価対象

施策の方針等の評価では、24の分野ごとに位置付けている合計51の「施策の方針」、及び、4つの「計画の推進に向けた考え方」のうち予算体系において直接位置付けられる事業のない1つ（防災・減災）を除いた、合計54の施策の方針等を、評価対象としています。